

令和4年8月1日

学生および教職員の皆様へ

山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部長  
(学長)

濃厚接触者と特定された場合の登校・出勤禁止の取り扱いについて(改訂)

新型コロナウイルス感染症対策における登校・出勤禁止(以下「登校禁止」という。)の取り扱いについては、令和4年4月25日付け山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議通知にて周知しているところですが、この度、濃厚接触者の待機期間の見直しがされたことから、登校禁止基準を下記のとおり一部改訂いたします。

記

**新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止基準(改訂箇所抜粋)**

### **Ⅲ.本人が濃厚接触者と特定された場合**

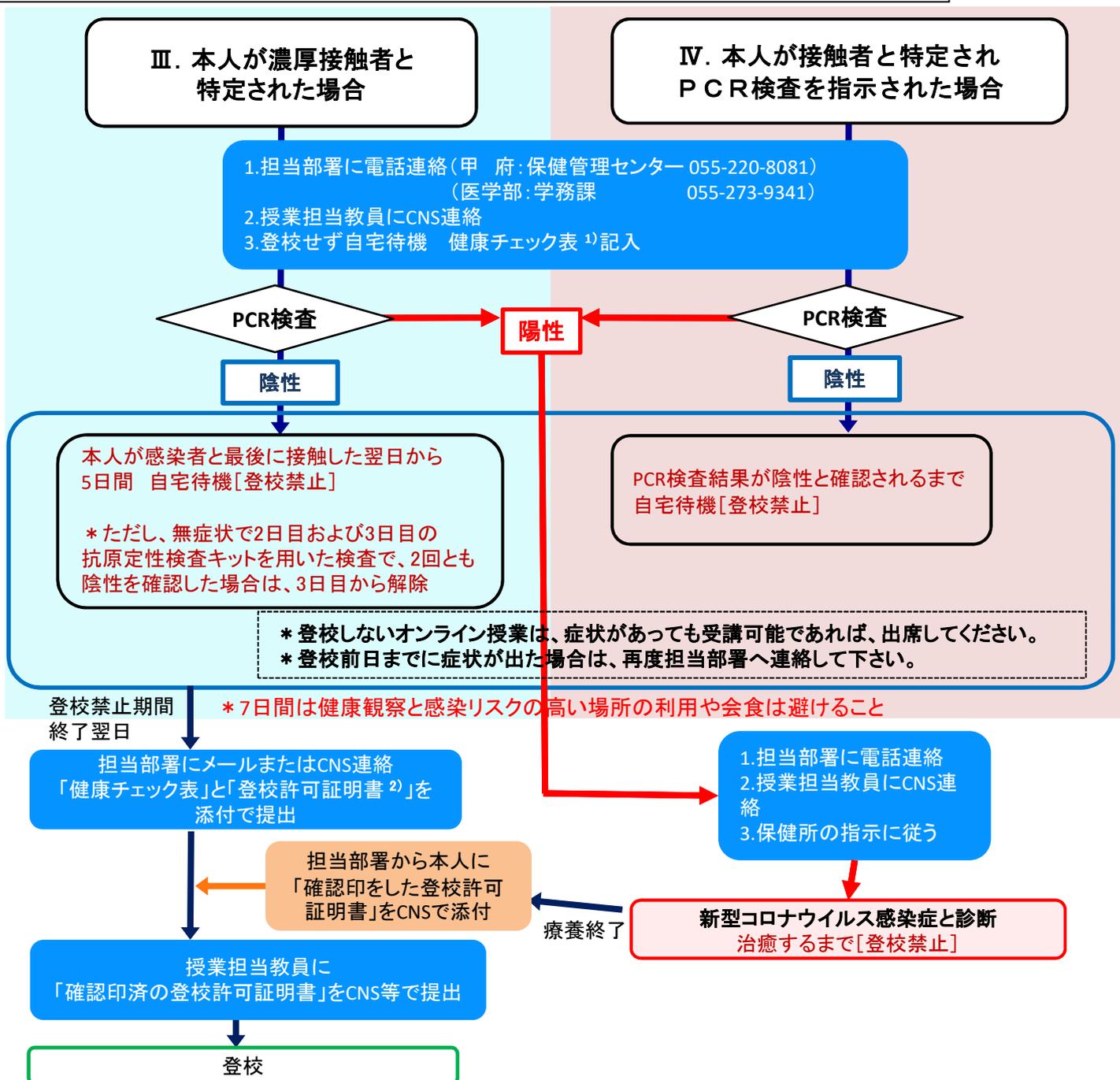
感染者と最後に接触した翌日から5日間自宅待機 [登校禁止]

\*ただし、無症状で2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認済・鼻腔検体による自費検査)を用いた検査で、2回とも陰性を確認した場合は、3日目から解除とする。

\*7日間は、健康観察と感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けること。

## 新型コロナウイルス感染症にかかわる学生の登校禁止対応フローチャート Ⅲ・Ⅳ

学生向け



\* 他のケースについては、各学域の状況に応じ、その裁量に任せます。

\* 授業担当教員への登校許可証明書提出は、登校後報告となる場合もあります。

1) COVIDスクリーナー(学生用)・健康チェック表・登校許可証明書は、保健管理センターHPからダウンロードしてください。

2) 登校許可証明書は、本人記入欄のみをご自身でご記入ください。

<https://health.yamanashi.ac.jp/syusseki>

担当部署

◆甲府キャンパス所属者  
保健管理センター 055-220-8081  
[health@yamanashi.ac.jp](mailto:health@yamanashi.ac.jp)

◆医学部キャンパス所属者  
学務課教務グループ 055-273-9341  
[kyomu-med@yamanashi.ac.jp](mailto:kyomu-med@yamanashi.ac.jp)